

IASB の最近の 基準等開発の動向

1. IASB 公開草案「分類及び測定：IFRS 第 9 号の限定的修正」について

ASBJ 研究員 おきもと しげき
沖本 茂揮

2. 公正価値測定の教育マテリアルの第 1 章（非上場株式）の公表について

ASBJ 専門研究員 まるおか たけし
丸岡 健

3. IFRS 第 10 号等の修正「投資企業」について

ASBJ 専門研究員 はらだ とおる
原田 達

IASB 公開草案「分類及び測定：IFRS 第9号の限定的修正」について

ASBJ 研究員 おきもと しげき
沖本 茂揮

1 はじめに

国際会計基準審議会（IASB）は、2012年11月28日に公開草案「分類及び測定：IFRS第9号の限定的修正（IFRS第9号（2010年版）¹の修正案）」（以下「本公開草案」という。）を公表した。コメント期間は2013年3月28日までとされている。

IFRS第9号「金融商品」は、2009年11月に金融資産の会計処理の新たな規定として公表された後、2010年10月には、金融負債の規定が追加されるとともに、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」から認識の中止の規定が移行されていた。

しかしながら、IASBは、並行して検討している保険契約プロジェクトとの関係や米国財務会計基準審議会（FASB）とのコンバージェンスへの対応等のため、2011年終わりにIFRS第9号の見直しに着手し、FASB²との共同審議も

経て、本公開草案の公表に至ったものである³。なお、修正の対象範囲が限定されたのは、IASBが、IFRS第9号は基本的に健全であり財務諸表利用者に有用な情報を提供できると考えていることと、既にIFRS第9号を適用している企業や適用に向けて相当の準備を進めている企業に対する負担を最小限にすることが理由とされている。

以下では、本公開草案の概要について紹介する。なお、文中の意見にわたる部分は、筆者の私見であることをあらかじめお断りしておく。

2 本公開草案の概要

IFRS第9号では、金融資産の分類及び測定区分を決定する際に、組込デリバティブの特徴を有するものを含めて、すべての金融資産に対して単一のアプローチが適用される。当該アプローチは、次の2つのテストから構成されている（測定区分の決定プロセスを表すフロー

1 本稿において、特段の断りがない場合、「IFRS第9号」は「IFRS第9号（2010年版）」を指すものとする。

2 FASBは、IASBとの共同審議も踏まえ、2013年2月14日に会計基準更新書案「金融商品（全般）（Subtopic 825-10）：金融資産及び金融負債の認識及び測定」（以下「FASB公開草案」という。）を公表し、5月15日までコメントを募集している。金融資産の分類及び測定モデルに関するIFRS第9号とFASB公開草案の簡単な比較表を、本稿末尾の【図表5】に記載している。

3 具体的なIFRS第9号の見直しの背景及び検討の対象範囲については、本誌36号特別企画2の「IFRS第9号「金融商品」の限定的な修正について」（80頁）における「2 IFRS第9号の再検討の経緯」及び「3 限定的な修正の対象」を参照。

チャートを 36 頁【図表 3】に記載）。

- 金融資産の契約上のキャッシュ・フロー特性のテスト
- 金融資産の管理に関する企業の事業モデルのテスト

本公開草案は、上記 2 つのテストについて、現行の規定の明確化や測定区分の追加等の修正を提案している。

(1) 契約上のキャッシュ・フロー特性のテストに関する明確化

① 現行の IFRS 第 9 号の規定

IFRS 第 9 号は、償却原価測定に適格であることを評価するための 1 つの要件として、契約上のキャッシュ・フローが、金融資産の契約条件によって特定の日に生じる元本及び元本残高に対する利息（貨幣の時間価値及び信用リスクに対する対価）の支払のみであることを要求している。

② 本公開草案の提案

契約上のキャッシュ・フロー特性のテストを厳格に要求すると、市場の慣行で決まっている金利がテストをクリアしないケースが見られ、関係者からは、一部の商品にこのテストを適用することに対する疑問が提起されていた。

これを踏まえ、本公開草案は、金利が改定（リセット）される際に改定の頻度が金利の期間と一致していない（金利のミスマッチ）場合や、レバレッジを含む（例えば、利率が LIBOR の乗数となっている等）場合⁴に、契約上のキャッシュ・フローが依然として元本及び利息の支払のみを表すかどうかの評価を企業に要求することを提案している。

評価にあたっては、金利のミスマッチやレバ

レッジの要素を含まない点を除いて契約条件や信用度が同じ金融資産のキャッシュ・フロー（ベンチマーク・キャッシュ・フロー）と比較することとされている。そして、評価対象となる金融資産について、ベンチマーク・キャッシュ・フローとの相違が重大でないといえる（not more than insignificantly different）場合は、当該金融資産の契約上のキャッシュ・フローは元本及び利息の支払のみを表すと評価されることになる（すなわち、事業モデルのテストに応じて、当該金融資産は償却原価又はその他の包括利益（OCI）を通じて公正価値で測定する区分に適格となり得る。）。

契約上のキャッシュ・フロー特性のテストは、ベンチマーク・キャッシュ・フローとの比較も含めて、金融資産の当初認識時にのみ実施される。その際、金融商品の存続期間にわたって、ベンチマーク・キャッシュ・フローとの相違が重大でないとはいえないものとなる可能性があるかどうかを考慮する必要がある。しかし、可能性のあるすべてのシナリオではなく、合理的に考え得るシナリオのみを考慮しなければならない。

また、ベンチマーク・キャッシュ・フローは、実際の金融資産と仮想的な金融資産のいずれでもよいとされている。

なお、IASB は、再審議の過程において、ベース金利の設定及び改定を中央当局が行い、そのベース金利が改定された期間を反映する方法で改定されておらず、さらには異なる基礎で価格付けされている利用可能な金融商品がない（すなわち、ベンチマーク・キャッシュ・フローがない）場合等の規制された環境下において、IFRS 第 9 号の契約上のキャッシュ・フロー特性のテストや改定された経済的関係の考

4 本公開草案では、金利のミスマッチがある場合とレバレッジがある場合を、元本及び利息の「改定された経済的関係（modified economic relationship）」と総称している。「改定された経済的関係」となる金利のミスマッチの例として、金利が 3 か月ごとに改定される際に 1 か月物 LIBOR を支払う商品や、金利が年 2 回改定されるが常に 5 年満期を反映した変動金利を支払う商品が例にあげられている（本公開草案の B4.1.13 項）。

え方が運用可能で適切であるかという点について、関係者から懸念を受け取っている。本公開草案の結論の根拠では、提案されている明確化が、当該懸念に対処し得るかどうか、コメント期間中及びコメント期間終了後に追加的なフィードバックを収集するとされている。

(2) 事業モデルのテストの明確化

① 現行の IFRS 第 9 号の規定

IFRS 第 9 号では、金融資産の管理について企業の事業モデルのテストを要求している。契約上のキャッシュ・フロー特性のテストを満たす金融資産が、契約上のキャッシュ・フローを回収する目的で金融資産を保有する（「回収のために保有する」）事業モデルの中で保有されている場合、償却原価で測定される。回収のために保有する事業モデルに該当しない場合は、純損益を通じて公正価値（FVPL）で測定される。

回収のために保有する事業モデルでは、金融商品のすべてを満期まで保有する必要はないとされ、売却活動自体は認められている。しかし、稀とはいえない回数の売却が行われる場合には、回収のために保有するという目的と整合しているかどうか評価する必要があるとされている。

② 本公開草案の提案

IASB は、「稀とはいえない回数」と考えられる売却の程度、そして、回収のために保有する事業モデルと整合する売却活動について、関係者から質問を受け取っていた。

これを踏まえ、本公開草案は、事業モデル自体の明確化を図るため、次のような説明を適用

指針に追加することを提案している。

- 事業モデルは、事実の問題であり、事業が管理されている方法及び企業の経営幹部が事業の業績を評価する方法により観察できる。
- 事業モデルの判定は単一の要因で決定されるものではなく、関連性のあるすべての客観的な証拠⁵を考慮しなければならない。

さらに、回収のために保有する事業モデルに整合する事業活動や売却の頻度及び内容に関する適用指針の修正を提案している。提案により追加又は修正される事項の要旨は、次頁の【図表 1】のとおりである。

なお、【図表 1】に記載のある金融機関における「非常事態」シナリオの例では、過去の非常事態のシナリオにおける多額の売却や、経常的な少額の売却（金融資産の望ましい満期プロフィール維持のため等）は、回収のために保有する目的と矛盾しないとされる一方で、次のような場合、企業の事業モデルは当該目的には当たらないとされている。

- 日常的な流動性ニーズを満たすために金融資産を保有し、経常的な多額の売却活動を伴う場合
- 資産に流動性があることを証明するために日常的な大量の売却を規制機関から要求される場合（売却が企業の裁量によるものか、第三者から課されたものであるかという理由は考慮されない。）

(3) 負債性金融商品⁶に係る「OCI を通じて公正価値で測定する区分」の導入

① 現行の IFRS 第 9 号の規定

IFRS 第 9 号では、資本性金融商品に OCI を

5 本公開草案の B4.1.2B 項は、客観的な証拠の例として次のものが含まれるがこれに限らないとしている。

- 事業の業績が企業の経営幹部にどのように報告されているのか
- 事業の管理者にどのように報酬が与えられているのか（例えば、報酬が、管理されている資産の公正価値を基礎としているのかどうか）
- 過去の期間における売却の頻度、時期及び数量、そうした売却が発生した理由及び将来における売却活動に関する予想

【図表 1】回収のために保有する事業モデルと整合的な事業活動や売却に関する適用指針の修正提案

事業活動の例 [※]	売却の頻度及び内容
次の事業モデルの目的は、契約上のキャッシュ・フローを回収するための保有である。 - 金融機関ではない企業が契約上のキャッシュ・フローの回収のために金融資産を保有しており、当該金融資産の満期は、予想される企業の資金ニーズと一致している。過去には、金融資産の信用度の悪化による売却や予期せぬ資金ニーズによる稀な売却が発生している。経営幹部への報告は、金融資産の信用度に焦点が当てられ、他の情報とともに公正価値もモニターしている。 - 金融機関が「非常事態」のシナリオ時の流動性ニーズを満たすために金融資産を保有し、当該シナリオ以外での売却は予想していない。資産の管理目的は契約上のキャッシュ・フローの回収であり、金融資産の信用度をモニターしているが、流動性の観点から公正価値もモニターしている。	売却活動の水準及び理由を考慮しなければならない。 - 金融資産の信用度が悪化して、もはや企業の文書化した投資方針に合致しなくなった場合の売却は、回収のために保有する目的と矛盾しない⁷。 - 信用度の悪化以外の売却でも、多額であっても稀であるか、又は頻繁であっても個々でも合計でも少額である場合、回収のために保有する目的と整合的となり得る。 - 売却が金融資産の満期近くに行われ、売却による収入が残りの契約上のキャッシュ・フローに近似する場合、回収のために保有する目的と整合的となり得る。

※IFRS 第9号では、上記以外にも事業活動の例が挙げられているが、例は網羅的ではないとされている。

通じて公正価値で測定する選択（OCI オプション）を例外的に認めているが、それ以外の商品には、OCI を通じて公正価値で測定する区分は設けられておらず、契約上のキャッシュ・フロー特性のテストと事業モデルのテストにより、償却原価又は FVPL で測定される。

② 本公開草案の提案

IASB は、次のような理由により OCI を通じて公正価値（FVOCI）で測定する区分が必要であるとのフィードバックを関係者から受け取っていた。

- IFRS 第9号の事業モデルのテストにより生じる分類の結果（償却原価又は FVPL）が限定的すぎて、一部の事業モデルを適切に反映

し切れていない可能性がある。

- 金融資産の会計処理と保険契約プロジェクトに基づく保険契約負債の会計処理との相互関係により、会計上のミスマッチ⁸が生じ得る（保険契約プロジェクトでは、割引率の変動に起因する保険契約負債の変動差額を OCI に表示することが、2012 年 5 月に暫定決定されている。なお、負債性金融商品に係る FVOCI 区分の導入も同月に暫定決定されている。）。
- FASB の暫定モデル⁹では、負債性金融商品に FVOCI の測定区分が設けられており、IFRS 第9号と差異が生じている。

これを踏まえ、本公開草案では、契約上のキャッシュ・フロー特性のテストを満たす負債性金融商品が、契約上のキャッシュ・フローの

6 主として、債券や貸付金などの商品が該当すると考えられる。

7 本公開草案の B4.1.3 項は、文書化した投資方針に合致しなくなったことが、信用度の悪化による売却の唯一の証拠ではないが、こうした方針がない場合には、信用度の悪化による売却が必要であると企業が立証することは困難かもしれないとしている。

8 IFRS 第9号では、資産又は負債の測定又はそれらに係る利得及び損失の認識を異なる基礎で行うことから生じるであろう測定又は認識の不整合を、いわゆる「会計上のミスマッチ」としている。

回収と金融資産の売却の両方を目的として資産を管理する事業モデルの中で保有されている場合、当該資産を強制的に FVOCI で測定することが提案されている。

この FVOCI 区分の導入にあたっては、回収と売却の両方を目的とする事業モデルの業績は、契約上のキャッシュ・フローと公正価値の実現の両方の影響を受けるので、財政状態計算書上は公正価値の情報、純損益上は償却原価の情報という 2 セットの情報提供が有用であるということが強調されている。したがって、次の会計処理が提案されている。

- 金利収益、信用減損及び認識の中止時の利得

又は損失は、償却原価で測定される金融資産と同じ方法で純損益に認識する。

- 他のすべての利得又は損失は OCI に認識する。
- OCI に認識した利得又は損失は、認識の中止時に純損益にリサイクルする。

さらに、本公開草案で提案されている適用指針では、金融資産の売却は当該事業モデルの目的と不可分であり、回収のための保有よりも、通常、売却の頻度は高く数量も多いとされている。【図表 2】は、当該 FVOCI 区分と整合的な事業モデルに該当する可能性があると考えられる例及びその分析（本公開草案の B4.1.4B 項）の要旨である。

【図表 2】 FVOCI 区分と整合的な事業モデルに該当する可能性がある事例

事 例	分 析
金融機関でない企業が、予想される数年後の資本的支出を賄うために余剰資金を投資する。金融資産の管理の目的はリターンの最大化であるため、企業は、機会があれば売却と再投資を行う。当該ポートフォリオに責任を負う管理者は、金融資産が生み出すリターンに基づき報酬を受ける。	回収と売却の両方を目的とする事業モデル。ただし、資本的支出が発生するまでの間、より短期の金融資産に投資して満期時に新たな短期の金融資産に再投資し、資金が必要となる時点で、資本的支出の大半を満期となる金融資産からの収入で賄う場合（満期前は少額の売却しか生じない）、回収のために保有する目的（償却原価区分）と整合的である。
金融機関が、日常的な流動性ニーズを満たすため金融資産を保有しており、金融資産に対する契約上の利回りを積極的に管理している。当該金融機関は、一部を契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有し、他は売却して利回りがより高い資産に再投資するか、又は負債デュレーションとのより適切な合致を図る。過去に多額の経常的な売却活動が生じ、今後も継続的な売却が予想される。	回収と売却の両方を目的とする事業モデル。金融資産の保有と売却の両方が、日常的な流動性ニーズを満たしつつ金融資産に対する利回りを最大化するという目的と不可分である。
保険会社が、保険契約負債を賄うために金融資産を保有し、契約上のキャッシュ・フローから生じる収入を、期限到来時の保険負債の決済に使用する。決済に十分なキャッシュ・フローを確保するため、金融資産のバランス再調整による多額の売買活動を定期的に実施する。	回収と売却の両方を目的とする事業モデル。期限到来時に負債を賄うためのキャッシュ・フローの回収と、資産ポートフォリオの望ましいプロファイルを維持するための売却の両方が、保険負債を賄うという目的の達成に不可分である。

9 本稿における FASB の暫定モデルとは、FASB が 2010 年 5 月に公表した会計基準更新書案「金融商品に関する会計処理、並びに、デリバティブ金融商品及びヘッジ活動に関する会計処理の改訂」のコメント期間終了後、今回の IASB との共同審議を開始するまでに単独で検討を進めていた分類及び測定モデルを指すものとする。

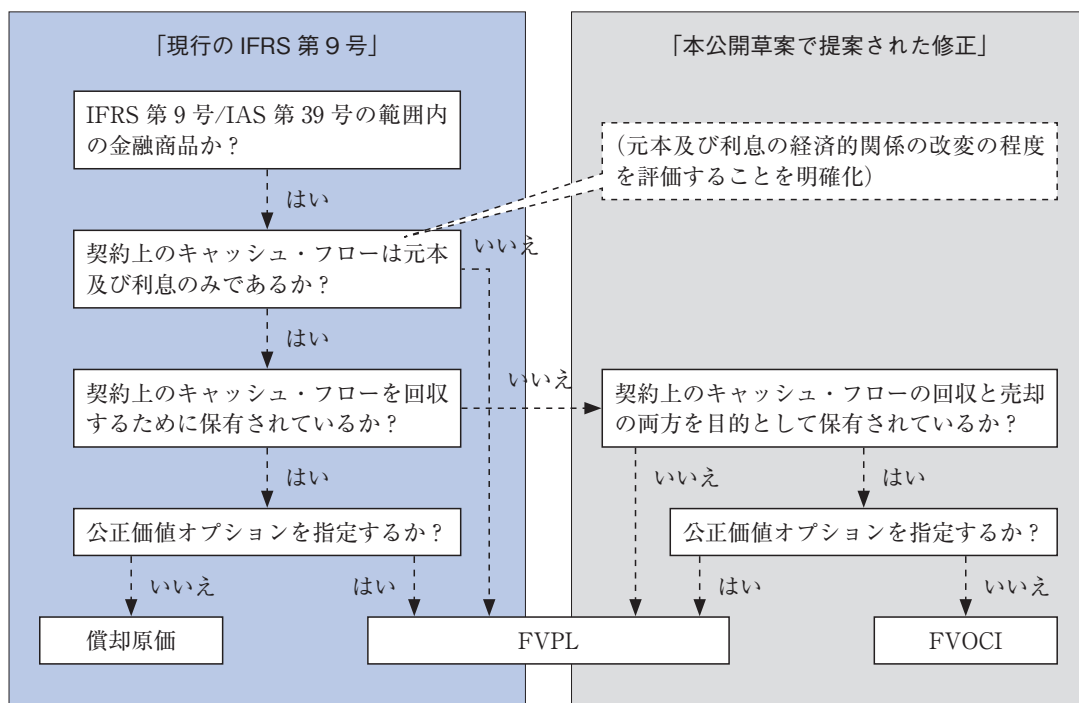
その他、負債性金融商品に係る FVOCI 区分について、次の点も提案されている。

- 既存の公正価値オプションの指定に関する規定を、指定しなければ強制的に FVOCI で測定されることになる負債性金融商品に拡張する。
- 事業モデルが変更された場合にのみ、分類変更を要求する。
- 原則として償却原価で測定される金融資産と同じ表示及び開示を要求する。なお、財政状態計算書上、減損累計額は FVOCI で測定される金融資産の帳簿価額から直接減額せず、当該減損累計額（引当金）の表示は禁止される（ただし、減損累計額については、注記による開示が要求される。）。
なお、金融資産を保有する事業モデルが、回収

のために保有するものでも、回収と売却の両方を目的とするものでもない場合、当該資産は FVPL で測定されることになる。そのような事業モデルの例として、金融資産の売却を通じてキャッシュ・フローを最大化することを目的として当該資産を管理している場合や、公正価値に基づいて管理と業績評価が行われている場合、売買目的保有の定義を満たす場合などが挙げられている。

上記の「契約上のキャッシュ・フロー特性のテストに関する明確化」及び「負債性金融商品に係る FVOCI 区分の導入」の提案を踏まえると、金融資産の測定区分の決定プロセスは【図表 3】のようになると考えられる。

【図表 3】測定区分の決定プロセス（負債性金融商品）¹⁰



10 IASB が本公開草案とともに公表した「Snapshot: Financial Instruments: Classification and Measurement (Limited Amendments to IFRS 9)」に掲載されているイラストを基に、ASBJ スタッフが一部加工している。

(4) 「自己の信用に関する規定」部分のみの早期適用

① 現行の IFRS 第 9 号の規定

IFRS 第 9 号は、公正価値オプションにより指定した金融負債に関して、企業の自己の信用リスクの変動に起因する利得又は損失を OCI に表示すること（自己の信用に関する規定）を原則として要求している。

② 本公開草案の提案

現行基準において、自己の信用に関する規定を適用するためには、IFRS 第 9 号の金融資産の規定も同時に適用する必要がある。関係者からは、市場は引き続き不安定であり、自己の信用リスクは依然として重大であることから、IAS 第 39 号を修正して自己の信用に関する規定を盛り込むか、自己の信用に関する規定の適用を前倒しすることを求める声が強まっていた。

当初、本論点は限定的修正の検討対象ではなかったが、IASB は関係者の懸念を踏まえてこれを審議した。本公開草案では、IFRS 第 9 号完成版¹¹の公表後に自己の信用に関する規定部

分のみを早期適用する選択を認めることを提案している。本公開草案のとおりに基準化された場合、自己の信用に関する規定のみを早期適用することを選択する企業は、当該部分を除く金融商品の会計処理については、引き続き IAS 第 39 号に従うことになる。

(5) 経過措置

本公開草案では、主に【図表 4】のような経過措置が提案されている。

(6) 早期適用

IASB は、IFRS 第 9 号の複数の版（及び IAS 第 39 号）が適用可能な現在の状況は、比較可能性の低下をもたらす懸念があるとして、本公開草案では、IFRS 第 9 号完成版の公表後に IFRS 第 9 号の早期適用を選択する企業に、当該完成版の適用を要求することを提案している。

一方で、完成版公表の直前時点で IFRS 第 9 号の適用準備をしている企業の負担を緩和するための措置として、IFRS 第 9 号の従前版¹²の新規適用を禁止するのは、当該完成版の公表 6

【図表 4】本公開草案で提案されている主な経過措置

項 目	現行の IFRS 第 9 号と同様の取扱い	本公開草案の提案
契約上のキャッシュ・フロー特性のテスト	金融資産の当初認識時に遡って、契約上のキャッシュ・フロー特性のテストが要求される。	元本及び利息の改変された経済的関係の遡及的な評価が実務上不可能な場合、現行の IFRS 第 9 号を使用して、契約上のキャッシュ・フロー特性を遡及的に評価する。その場合、対象となる金融資産の帳簿価額を、認識の中止が行われるまで開示する。
修正再表示	(2013 年 1 月 1 日以後開始する報告期間に) 分類及び測定 of 要求事項を適用する企業は、IAS 第 39 号から IFRS 第 9 号への移行に関する開示が要求されるが、過去の期間の修正再表示は要求されない。	事後の判断を伴うことなく可能な場合にのみ、過去の期間の修正再表示を認める。

11 分類及び測定、減損、並びに一般ヘッジ会計のすべての章を含む IFRS 第 9 号のことを指す。

12 2009 年版、2010 年版、及び一般ヘッジ会計を取り込んだ版を指す。なお、本稿執筆時点で最新の IASB の作業計画（2013 年 2 月 4 日現在）によれば、一般ヘッジ会計は、2013 年第 2 四半期の最終基準化が予定されている。

か月後とすることと、同6か月後の日よりも前に従前版を適用した企業には、IFRS第9号の強制発効日又は当該完成版の適用を選択するまで、従前版の適用を引き続き認めることも提案している。

(7) 初度適用

本公開草案では、初度適用企業に対するIFRS第9号の経過措置は、既存のIFRS適用企業と等しくすべきであるというIASBの見解が結論の根拠で示されているが、具体的な提案は行われていない。その代わりに、IFRS第9号への移行に関してIASBが考慮すべき初度適用企業に特有の考慮事項があるかどうかコメントを募集している。

IASBは、初度適用企業にIFRS第9号を適用するための十分な準備期間を提供し、既存のIFRS適用企業と比較して不利とならないよう、コメント期間終了後の再審議において、初度適用企業に関するIFRS第9号への移行について検討する予定としている。

(8) 主契約を金融資産とする場合の組込デリバティブの分離

主契約を金融資産とする場合の組込デリバティブの分離は、IFRS第9号（分離処理なし）とFASBの暫定モデル（分離処理を要求）に差異が存在したため、限定的修正の検討におけるFASBとの共同審議の対象とされていた。

IASBはFASBとともに、金融資産だけではなく、金融負債もあわせて、複合金融商品の分離処理の必要性について再審議を行った結果、現行のIFRS第9号における分離処理のアプ

ローチを変更しないことを暫定決定している。すなわち、元本及び利息のみでないキャッシュ・フローを含む金融資産は分離に適格ではなく（分離処理を許容も要求もしない）、金融負債は現行のclosely-relatedと呼ばれる手法により分離処理を要求するというものである¹³。

IASBの決定は、現行のIFRS第9号の規定を変更するものではないため、本公開草案では、再審議の経緯が結論の根拠で説明されているだけで、具体的な質問は設けられていない¹⁴。

3 今後の予定

IASBは、本公開草案に対するコメント及びアウトリーチ（コメント期間中に実施予定）で受け取る関係者からの提案について、2013年第2四半期に再審議する予定としている¹⁵。基準化は、減損及び一般ヘッジ会計とともに2013年中の予定とされているが、今後も引き続きその動向が注目される。

13 FASBは、金融資産は分離せず、金融負債は現行の米国会計基準の分離要件により引き続き分離処理を要求することを暫定決定しており、金融資産と金融負債の両方とも分離処理を要求するとしていた暫定モデルから、一部変更がなされている。

14 本稿では、このような経緯を踏まえ、分離に関する再審議の詳細な説明を割愛した。

15 本稿執筆時点で最新のIASBの作業計画（2013年2月4日現在）による。

【図表 5】 金融資産の取扱いに関する本公開草案と FASB 公開草案との比較

項 目	現行の IFRS 第 9 号	限定的修正の提案	FASB の公開草案
(1) 分類に関する基本的なモデル	分類を、償却原価と FVPL の 2 区分としており、金融資産の管理に関する事業モデルと金融資産の契約上のキャッシュ・フロー特性に基づき、分類することとされている。すなわち、次の条件がともに満たされる場合には、償却原価で測定し、そうでない場合には、FVPL で測定することとされる。 (a) 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。 (b) 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。	左記に加えて、強制的に FVOCI で測定される分類を追加する。すなわち、次の条件がともに満たされる場合には FVOCI で測定し、そうでない場合（かつ、左記の償却原価測定にも該当しない場合）には、FVPL で測定することとされる。 (a) 契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方を目的として資産を管理する事業モデルに基づいて、資産が保有されている。 (b) 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる（改変された経済的関係の評価を含む。左記の場合も同様。）。	基準や適用指針の文言に多少の相違点はあるが、考え方は限定的修正を加えた IFRS 第 9 号の要件と基本的に整合的。ただし、回収のために保有する事業モデルの売却に関して、現行の米国会計基準における満期保有有価証券の規定が一部引き継がれており、IFRS 第 9 号よりも詳細なガイダンスが示されている。
(2) 組込デリバティブ	主契約が金融資産の場合、IAS 第 39 号の組込デリバティブの分離処理は適用されない。基本的に、金融商品全体を一体として、(1)の要件に従う分類が行われる。	再審議の結果、現行の IFRS 第 9 号の要件を変更しないこととされた。	IFRS 第 9 号と同様、主契約が金融資産の場合、組込デリバティブの分離処理は行わない。基本的に、金融商品全体を一体として、(1)の要件に従う分類が行われる。
(3) 公正価値オプション	(1)が、金融資産の分類に関する基本的なモデルであるが、企業は、会計上のミスマッチの除去又は大幅な削減を要件として、当初認識時に FVPL で測定するものとして指定することが許容されている。この指定は、当初認識時にを行い、事後で取り消すことができない。	左記の要件を FVOCI 区分にも同様に適用する。	次のいずれの場合にも、当初認識時に FVPL で測定する選択（事後で取り消すことはできない）を認めている。 (a) 金融資産と金融負債のグループがネットのエクスポージャーを公正価値ベースで管理されており、その公正価値ベースの情報が報告企業の経営者に提供されている場合 (b) (1)の要件に従うと、FVOCI 区分に分類される場合

項 目	現行の IFRS 第 9 号	限定的修正の提案	FASB の公開草案
(4) OCI オブ ション	資本性金融商品への投資は、(1)の(b)の要件（キャッシュ・フロー特性の要件）を満たさないもので、原則として、FVPL で測定することになる。しかし、トレーディング目的以外の資本性金融商品への投資について、公正価値で測定しつつ、評価差額を OCI に表示するという選択が認められている。この選択は当初認識時に行い、事後で取り消すことはできない。また、OCI に含めた評価差額は、売却時でも純損益にリサイクリングしない。	限定的修正の検討対象とされていない。	資本性金融商品は、FVPL で測定される（(5)の実務上の実行可能性による例外を除く。）ため、該当なし。
(5) 相場価格 のない資本 性金融商品	資本性金融商品（及びこれにリンクするデリバティブ）は、相場価格がない場合でも、公正価値で測定することとされている。ただし、取得原価が公正価値の適切な見積りとなる可能性のある限定的な状況について、適用指針にガイダンスが設けられている。	限定的修正の検討対象とされていない（ただし相場価格のない資本性金融商品の公正価値の測定に関する教育マテリアルが、2012 年 12 月に IFRS 財団から公表されている。）。	容易に算定可能な公正価値がない持分投資に対する実務上の実行可能性による例外が許容される。なお、例外措置による場合、原則として原価ベースで測定することになるが、価格の変動に関する情報が観察可能な場合に、帳簿価額の調整を行う（ただし、減損あり）。
(6) 分類変更	金融資産の管理に関する事業モデルを変更した場合（かつ、その場合にのみ）、(1)の要件に従って分類変更が要求される。分類変更日（実際に会計処理に反映される日）は、事業モデル変更後の最初の報告期間の初日とされている。	左記の要件を FVOCI 区分が関係する場合にも同様に適用する。	限定的修正を加えた IFRS 第 9 号の要件と同様に、分類変更が要求される。ただし、分類変更日は事業モデルの変更のあった報告期間の末日とされている。